主

原判決を破棄する。 被告人を懲役式年に処する。

原審における未決勾留日数中百五拾日を右本刑に算入する。

押収に係る理科年表一冊(証第三号)は被害者Aに、メートルグラスー個(証第四号)は被害者B高等学校に、写真機一台(証第五号)は被害者Cに、小型写真機一台(証第六号)は被害者Dに夫々還付する。

理由

弁護人松本梅太郎の控訴趣意は別紙記載の通りである。

控訴趣意第一点について。

論旨は原判示第三の事実。(強姦致傷)につき原審が皮下結締織炎を傷害と認定を にのは誤りであると謂うのである。仍て考察するに原判決が証拠として掲げる 第二回公判調書中証人巨の供述記載、原審第三回公判調書中証人巨の供述記載、原審第三回公判調書中証人巨の供述記載、原審第三回公判調書中証人巨便式記載、原審第三回公判調書を綜合すれば、被告人は原判示第三の如く巨を強姦するに際のの陰毛を一握り掴んで強く引張つたため陰部左側の毛根が弛緩との緊着之筋肉の陰毛を一握り担めで強く引張のたました事実(毛根部と皮下組織と筋肉の間を結ぶ組織即ち皮下結締組織が炎症を起した事実(毛根部と皮下が多く筋肉の間を結ぶ組織が炎症を起した事実(毛根部と皮下が多くの関係を持たる。 場別の陰毛を引張るのと筋力が約三次に反射を引張るの表行によりに皮下結締織炎を生じさせく/要旨〉た場合もまた人の身体に傷害を与えた場合に対して、指すものと解すべきであるから、右の如く陰毛を引張るの暴行により陰部が近に皮下結締織炎を生じさせく/要旨〉た場合もまた人の身体に傷害を与えた場合に対して、指するものと謂わなければならない。所論の如く病理学上炎症自体は外のであって傷そのではないとしても、右の場合被害者の身体の一部に損傷を与えたことは明からい、原判決が被告人の本件行為を強姦致傷に問擬したのは蓋し相当であって、論旨は首情できない。

同第二点について。

同第三点について。

論旨は原判決の量刑は不当であると謂うのである。仍て本件記録を精査して考察するに、被告人は原判決認定の如く十回に亙る窃盗の外横領、強姦致傷、恐喝未遂等の罪を犯したものであつて相当の刑責を免れ得ないけれども、被告人は犯行当時少年であり是迄前科のないこと、窃盗及び横領の各犯行はいずれも比較的軽微であり被害の一部を弁償したこと、強姦致傷の点については所論の如く被害者におおるにもから省を要する点があること(被害者は二日程前にも被告人と共に炬燵に入ていた際被告人より陰部に指を挿入されたことがあるにも拘らず本件被害当日も被告人が既に入つている炬燵に入り被告人の犯行を誘発した結果となつた)その他諸とで彼此斟酌すれば、原判決の量刑(懲役三年以上五年以下)は幾分重きに過ぎると認められる(但し論旨主張の諸点を考慮に容れても情状刑の執行を猶予すべきものとは認められない)従て論旨は理由がある。

仍て刑事訴訟法第三百八十一条第三百九十七条第一項により原判決を破棄し、同 法第四百条但書の規定に従い当裁判所において自判することとする。

罪となるべき事実及びこれを認める証拠は原判決の示す通りである。

(法令の適用)

原判示第一の各所為につき刑法第二百三十五条原判示第二の所為につき刑法第二

百五十二条第一項 原判示第三の所為につき刑法第百八十一条第百七十七条前段 (有期懲役刑選択) 原判示第四の所為につき刑法第二百五十条第二百四十九条第一項刑法第四十五条 前段第四十七条本文第十条第十四条(強姦致傷罪の刑に併合罪加重)

刑法第六十六条第七十一条第六十八条第三号

刑法第二十一条

刑事訴訟法第三百四十七条第一項 刑事訴訟法第百八十一条第一項但書

仍て主文の通り判決する。 (裁判長判事 坂本徹章 判事 塩田宇三郎 判事 浮田茂男)